

# 交通事故 被害者のために

交通事故にあった際に、知っておきたいことを一冊にまとめました。

- ① 交通事故にあったら、まずどうするか？
- ② 請求前に知っておきたいことは？
- ③ 交通事故による損害を補償してくれる保険は？
- ④ 自賠責保険の請求方法と補償内容は？
- ⑤ 賠償問題を解決するには？

\* お役立ち情報(貸付金制度など)



あいおいニッセイ同和損保  
アイペット損保  
朝日火災  
アニコム損保  
イーデザイン損保  
エイチ・エス損保  
SBI損保

a u 損保  
共栄火災  
ジェイアイ  
セコム損害保険  
セゾン自動車火災  
ソニー損保  
損保ジャパン

そんぽ24  
大同火災  
東京海上日動  
トーア再保険  
日新火災  
日本興亜損保  
日本地震

日立キャピタル損保  
富士火災  
三井住友海上  
三井ダイレクト  
明治安田損保

(会員会社・50音順)  
2013年10月現在

# 4

## 自賠責保険の請求方法と補償内容は？

請求できる人、必要な書類等についての知識を理解しておきましょう。

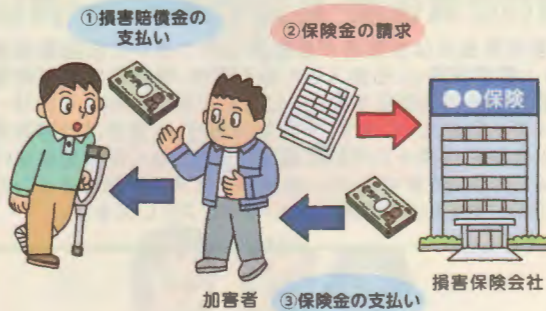
Q  
4-1

### 自賠責保険の請求方法は？

A 「加害者請求」と「被害者の直接請求」があります。

#### 加害者請求

加害者が被害者に損害賠償金を支払ったあと、保険金を損害保険会社に請求します(自賠法第15条)。



#### 被害者の直接請求

被害者が加害者の加入している損害保険会社に直接請求します(自賠法第16条)。この場合は、保険金といわず、損害賠償額の請求といえます。請求に必要な書類は、11ページをご参照ください。

※被害者請求ができる人は、原則として傷害・後遺障害の場合は本人、死亡の場合は法定相続人です。



Q  
4-2

### 自賠責保険は損害額が確定しないと支払われないの？

A 損害額が確定していなくても請求ができます。

自賠責保険では、治療費や休業損害などの損害額が最終的に確定していなくても、すでに発生している費用などがあれば、**保険金の請求をすることができます**。なお、治療費、休業損害を請求する場合には、すでに費用や損害が発生しているという立証資料が必要になります。加害者がすでに被害者に対して、それらの金額を損害賠償金として支払っている場合には、加害者から請求することになります。また、**そのほかに仮渡金**という制度があります。

#### ■「仮渡金」(かりわたしきん)制度について

治療費など当座の費用として、総損害額が確定前であっても仮渡金の請求ができます(自賠法第17条1項)。**被害者が**、加害者の加入している**損害保険会社に請求すれば**、一定の条件のもと**右の金額が支払われます**。なお、加害者からは請求できません。

#### 仮渡金の金額

死亡の場合 **290万円**

ケガの場合 **40万円・20万円・5万円**

程度に応じて、三段階に分かれています。

交通事故にあつたらまず…

損害賠償を請求する前に…

交通事故の損害を補償する保険は？

自賠責保険について…

賠償問題を解決するには？

お役立ち情報

Q

4-6

# 自賠責保険の支払額は、どうやって決定するの？

**A** 損害保険料率算出機構<sup>(注)</sup>の自賠責損害調査事務所による調査に基づき損害保険会社が決定します。



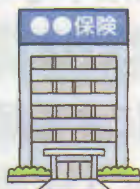
自賠責保険では多数の請求を迅速かつ公正に処理するため、各損害保険会社の窓口で受け付けられた請求はすべて損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査を行います。その結果に基づいて最終的に各損害保険会社が支払額を決定のうえ支払います。

請求者(加害者もしくは被害者)

1

## 請求書類提出

請求者は損害保険会社へ請求書類を提出します。



## 請求者への支払い

損害保険会社は、支払額を決定し、請求者に支払います。(仮渡金の支払いがある場合は、その分を差し引いて支払います)

5

損害保険会社…受付・支払額の決定・支払

2

## 損害調査依頼

損害保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、自賠責損害調査事務所へ送付します。



## 調査結果の報告

自賠責損害調査事務所は、損害保険会社に調査結果を報告します。

4

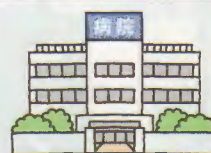
損害保険料率算出機構 自賠責損害調査事務所…損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性(自賠責保険の支払対象となる事故かどうか、また、死亡・傷害と事故との因果関係など)および発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査します。

3

## 損害調査

請求書類の内容だけでは事故に関する事実確認ができないものについては、事故当事者への事故状況照会、病院への照会、事故現場の調査など必要な調査を行います。



事故当事者(加害者、被害者)・病院・事故現場等

### (注)損害保険料率算出機構とは

損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された法人です(平成14年7月に自動車保険料率算定会(自算会)と損害保険料率算定会(損算会)とが統合しました)。同機構では、その事業の一環として全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

### Column

## 2台以上の自動車が加害者の場合、請求先は？

■それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。

加害者が複数いる場合(共同不法行為といえます)には被害者は、それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。ただし、総損害額が1契約の支払限度額(12~13ページ参照)内であれば、いずれか一社に請求すればよいことになっています。なお、自賠責保険の支払限度額は加害車両の台数分だけ増加します(たとえば2台の自動車による交通事故でケガをした場合、支払限度額は120万円の2倍で240万円となります)。

